

## さいたま市屋外広告物条例施行規則 を改正します（令和4年4月1日施行）

定期点検は、専門的知識を持つ方が行ってください。  
（※はり紙、はり札、置き看板など簡易な広告物を除く）



### 1. 屋外広告物の点検の実効性を高めるため、 『点検を実施する者』の範囲を拡大します。

#### 【点検者の資格】

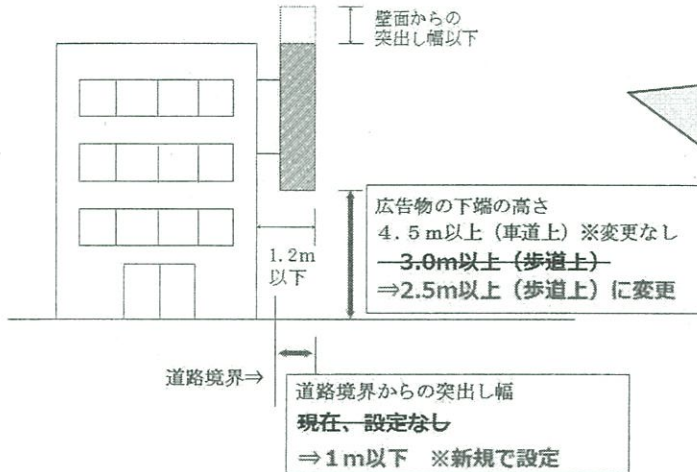
- ①屋外広告士
- ②都道府県、指定都市、中核市が実施する屋外広告物講習会の修了者
- ③職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検  
定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって、広告美術仕上げに  
係るもの
- ④(一社)日本屋外広告業団体連合会が開催する「屋外広告物点検  
技能講習」の修了者など
- ⑤一級建築士、二級建築士
- ⑥第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、  
第三種電気主任技術者

※下線太字の部分が今回の規則改正で追加された資格です。

⇒定期的に安全点検を行うなど、必要な管理を怠らないようにしましょう。

改正の内容について、詳しくは市のホームページにも掲載しております。  
トップページ(URL <http://www.city.saitama.jp/>) >暮らし・手続き>まちづくり・交通>  
屋外広告物>さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

## 2. 許可を受けて掲出する突出し広告及び建造物から独立して出す広告物の許可基準が変わります。



～許可を受けて掲出する突出し広告～

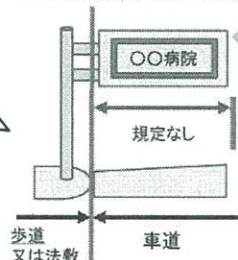
- 道路上への突出し幅について、『道路境界から1m以下』として新規に設定します。
- 歩道上における広告物の下端の高さを『2.5m以上』に変更します。

～建造物から独立して出す広告物～

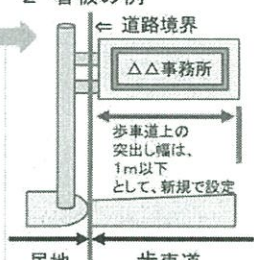
- 広告物(自家広告物以外)について、災害拠点病院及び地域医療支援病院のみを許可対象とします。
- 自家広告物について、道路上への突出し幅を『道路境界から1m以下』として新規に設定します。

### 道路占用許可における許可基準の違い

#### 1 医療施設等案内標識の例



#### 2 看板の例



共通して該当  
広告物の下端の高さ  
○車道上は、4.5m以上で、変更なし。  
○歩道上は、3mから2.5m以上に変更。

⇒屋外広告物条例では、『広告物(自家広告物以外)』に該当。9月末現在、6病院(災害拠点病院及び地域医療支援病院)が対象となる。

⇒屋外広告物条例では、許可を受ける『自家広告物』が該当。

**「令和4年4月1日」以降に行う申請から対象となります。**  
新しい許可基準を遵守して、掲出してください。

【お問合せ先】  
《条例改正について》  
都市計画課 まちなみ・景観係 TEL 048-829-1409  
FAX 048-829-1979

《屋外広告物の許可について》  
設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合  
※北部都市・公園管理事務所 管理課 TEL 048-646-3178 FAX 048-646-3189

設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合  
※南部都市・公園管理事務所 管理課 TEL 048-840-6178 FAX 048-840-6189

※組織改正により、令和4年4月1日より  
北部都市計画事務所 都市計画指導課 / 南部都市計画事務所 都市計画指導課  
に部署名が変わります。